

はしがき

本書は、医療法の概説書である。

叙述の体裁は、はじめに「序論」でごく簡潔に医療法の総論的事項にふれ、ついで医療法の第1条から第94条までの全条文について順を追って解説する注釈書ないしコンメンタールの形式をとった。

逐条解説においては、簡明で端的な説明を意識し、関連する判例・裁判例を網羅するよう努め、重要な通達・通知・疑義照会回答を紹介し、ときに抽象的であったり技術的かつ煩瑣であったりする医療法の見出しをはっきりさせ肉づけをした。

下位法規である医療法施行令と医療法施行規則については、医療法の条文ごとに整理し直して引用し、書式も掲載した。

さて、端的に『医療法』と題する書籍は、本書が嚆矢となるもののようにある。

医療法は、まさに文字どおり医療関連法規の根幹をなすものであり、わが国の医療政策の方向性を指し示す重要な役割を担っている。医療を語るに医療法の理解なくして、調和のとれた建設的で正鵠を射た議論などできようはずがない。

『医師法』（初版：2019年・第2版：2021年）、『保健師助産師看護師法』（2021年）、そして本書『医療法』をもって、いわゆる医療行政法の基本法と呼ぶべきものの自著が出揃った。

読者諸氏のお陰である。

2023年5月

平 沼 直 人

【目的】

第1条

この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

解説

1 総説

本条は、昭和60年のいわゆる第1次医療法改正によって、誕生したものであり、本法の目的とするところを明らかにしている。当初は、「この法律は、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とする」と規定された。「個々の施設に対する規制という従来の機能にあわせて、地域レベルから全国レベルに至る医療供給体制の整備（その手段の一つとして地域医療計画が位置づけられる）を目的とすることを示したものである」（日野秀逸「地域医療計画をめぐる」『日本の医療——これから（ジュリスト増刊総合特集44号）』（有斐閣・1986年）92頁）。

本条は、平成18年のいわゆる第5次医療法改正を経て、現在の姿となっている。

本条の構造は、本法は、

- ① 医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要

な事項

- ② 医療の安全を確保するために必要な事項
- ③ 病院・診療所・助産所の開設・管理に関し必要な事項
- ④ これらの施設の整備と医療提供施設相互間の機能の分担・業務の連携を推進するために必要な事項

を定めること等により、

- ① 医療を受ける者の利益の保護
- ② 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保

を図り、もって、国民の健康の保持に寄与することを目的とする、と整理できる。

2 医療の定義

本法に「医療」の定義はない。

医療とは、一般的には、医学の臨床的応用を意味するものとされており、今日においては、疾病の予防から、治療、リハビリテーションに至る包括的な概念としてとらえられている（本法1条の2第1項参照）。

公衆衛生は、医療に含まれるであろうか。公衆衛生を医療に含める場合もあるが、一般的には、医療は患者個人に対する医学的行為であるのに対して、公衆衛生は社会防衛の見地から行われるものごとを指し、それぞれ観点の異なるものであって、対立する概念ではない。たとえば、予防接種は社会防衛として行われるものであっても、注射を打つ行為自体は医療に属するものであるから、公衆衛生でもあり医療でもあるといえる。これに対し、殺虫剤の散布は公衆衛生ではあっても、通常、医療行為とはされない。

なお、本法30条の4第5項14号では、公衆衛生は、薬事・社会福祉と並べられて、医療と区別されている。

3 医療提供施設

「医療提供施設」とは、本法1条の2第2項に定めるところであり、「病

院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設」のことである。

4 医療法の法的性格

東京地判平成13・7・30判タ1098号173頁は、「医療法は、医療を提供する体制の確保を図りもって国民の健康保持に寄与することを目的とする法律であり（同法1条）、直接私法上の契約を規律する法律であるとは解されないから、医療法に違反する契約が直ちに私法上無効になるとはいえない」と正しく述べている。

5 健康保険に関する判例

最大判昭和33・2・12民集12巻2号190頁・判時140号6頁・裁判所ウェブサイトは、一定の住民を国民健康保険に強制加入させ保険料は世帯主の町民税賦課等級に応じて納付させることとした町条例は、憲法19条に違反しないのはもちろん、憲法上の自由権および憲法29条1項所定の財産権を侵害するものとはいえない旨、判示した。また、横浜地判平成2・11・26判時765号185頁は、国民健康保険の保険料の最高限度額を定めた市条例の規定は憲法14条、25条に違反しないと判示した（確定）。

なお、健康保険組合被扶養者の地位保全仮処分命令申立事件として、東京高決平成25・8・15賃社1638号48頁（原審：東京地決平成25・6・25賃社1638号43頁）がある。

【医療の理念】

第1条の2

- 1 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼

関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

- 2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

解説

1 総説

本条は、平成4年のいわゆる第2次医療法改正によって、挿入されたものであり、医療のあるべき姿を提示している。

2 医療の担い手

「医療の担い手」としては、医師、歯科医師に加えて、薬剤師、看護師が明記されている。

3 国民の健康保持増進努力

医療提供の基本理念を定める本条の中に、国民の健康保持増進努力が盛り込まれているのは、患者の健康への意思と努力なくしては、医療の効果も上がらず、その目的も達し得ないものとの考えに立ってのことである。

4 「医療を受ける者の意向を十分に尊重し」

平成18年のいわゆる第5次医療法改正により、挿入された文言であり、本

【著者紹介】

平沼 直人（ひらぬま なおと）

- 経歴 1965年 生まれ
1988年 東京大学文学部哲学科卒業
1994年 早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了（法学修士）
- 現在 弁護士・医学博士・日本体育大学保健医療学部教授・昭和大学医学部客員教授
- 主著 医療訴訟 Q&A（労災保険情報センター・2012年）
救命救急リーガル・セミナー（荘道社・2013年）
顧問弁護士の医療リスクマネジメント（労災保険情報センター・2014年）
医師法〔第2版〕（民事法研究会・2021年）
保健師助産師看護師法（民事法研究会・2021年）

医療法——逐条解説と判例・通達——

2023年6月8日 第1刷発行

定価 本体5,200円+税

著者 平沼 直人
発行 株式会社 民事法研究会
印刷 藤原印刷株式会社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjihoh.com/> info@minjihoh.com

落丁・乱丁はおとりかえします。
カバーデザイン：関野美香

ISBN978-4-86556-569-0 C2032 ¥5200E